

市長の政治姿勢について

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について
お伺いします。

菅内閣は、例外なしの関税撤廃を前提とする T P P への参加を推進しようとしています。

農水省の試算では、T P P で関税が撤廃されると、農林水産業全体で、生産額が 4 兆 5700 億円減少します。

雇用は 350 万 9000 人分が喪失し、供給熱量でみた食料自給率は現在の 40% から 13% に低落します。

地球規模の食料不足が大問題になっているとき、T P P 参加で、豊かな潜在力をもった、かけがえのない農林漁業をつぶすことは、国民の願いにも、世界の流れにも反する、「亡国の政治」と言わなければなりません。

T P P 参加は、食の問題にとどまらず、地域経済を破壊し、国土と環境も壊すものです。

前原外相は、「日本の G D P における第 1 次産業の割合は 1・5% だ。1・5% を守るために 98・5% が犠牲になっている」と発言しましたが、許しがたい暴言です。

農林漁業は、単なる数字で判断できるものではありません。地域経済、関連産業、雇用を支え、国土と環境を守る、かけがえのない多面的役割を果たしています。

T P P 参加で、利益を得るのはごく一握りの輸出大企業だけです。そのために、日本を売り渡す「売国の政治」は、断じて許せません。

わが党は、T P P への参加に断固反対します。

福山市としても、T P P 参加反対の意思を示すことを求めるものですが、市長のご所見を伺います。

中国地方の農業は、全国的にも高齢化が進み、広島県、山口県、島根県、岡山県と上位 4 県に名前を連ねています。

中国地方では、広島県を除く 4 県の知事が、T P P への参加に対し、反対あるいは慎重との見解を表明していますが、広島県の湯崎知事は、賛同の立場です。

日本国内でも、最も脆弱な農業基盤と言わざるを得ない広島県の農業を守るために、湯崎知事に対し、T P P 参加に反対の立場をとるよう強く働きかけて下さい。

市長のご所見をお示しく下さい。

医療・衛生行政について

乳幼児医療費無料化制度についてお伺いします。

広島県内の自治体が行っている乳幼児医療費助成制度は、三次市、世羅町、神石高原町が、入・通院ともに中学校 3 年生までの制度としています。

竹原市、庄原市、大竹市、安芸高田市は入・通院ともに小学校 6 年生までの制度です。

また、廿日市市や府中町、熊野町は一部負担金がありません。

福山市は、入院は小学校 6 年生まで、通院は就学前まで、一部負担金ありという制度で、立ち遅れていると言わざるを得ません。

福山市の一般会計歳入歳出差引決算は、毎年、30 億円前後の黒字を計上しています。これらを有効に使い、対象年齢の引き上げ、一部負担金無しとするなど、制度の拡充を行うことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

また、県制度の一部負担金をなくすために必要な予算は約 7 億円とのことでした。

県に対して一部負担金をなくし、対象年齢を引き上げること、国に対しては、制度の創設を強く働きかけることを求めます。

以上についてのご所見をお示しくください。

ワクチン接種補助について

広島市や東広島市では、若い女性向けの子宮頸がん、乳幼児が対象の肺炎球菌とインフルエンザ**b**型の**3**種類のワクチン接種について、公費負担で無料とする方針を明らかにしました。

これらのワクチン接種はいずれも任意で、期間は、来年**1**月から**3**月、費用は、国と市が半額ずつ負担することです。

福山市でも、補正予算を組み、3種類のワクチン接種を無料とすることを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

また、実施に必要な予算額もお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

国保行政について、資格証明書の発行について伺います。

資格証明書発行世帯の所得別状況は、所得100万から200万円が386世帯、200万から300万円は147世帯となっています。

また、申告なし世帯は、724世帯です。

これらの全世帯について、個別に訪問し、生活状況・健康状態・経済状況・他の保険への加入状態、税の申告など、状況把握を行った上で、真に悪質滞納者と確定し、資格証明書の発行が行われているのでしょうか。お答えください。

資格証明書は、悪質滞納者以外は、厳に発行しないことを求めます。ご所見をお示しくください。

一部負担金の新基準についてお伺いいたします。

9月、厚労省が、国保の患者負担減免についての新基準を通知し、収入の減少について基準を明確にするとともに、減免期間を明示しました。減免額の2分の1は国が負担します。

減免基準の内容は、入院療養を受ける被保険者世帯、被保険者の収入が生活保護法以下、預貯金が生活保護基準の3カ月以下、このすべてに該当する世帯が対象です。

療養が長期に及ぶ場合は、被保険者の生活実態に留意し、必要に応じ、生活保護の相談等、福祉部局との連携を図る、となっております。

一部負担金が払えず、医療が受けられない世帯をなくすことは、病気の重篤化を防ぎ、ひいては、医療費の軽減にもつながります。

先の、総務委員会での質疑では、福山市は、県が統一基準をつくった後、対応する旨、述べられました。

しかし、現在の国保加入者の7割近くが所得200万円以下の世帯であることから、一刻の猶予も許されません。

早急に、市として国の指針に沿った減免基準を作成すること、また、入院だけにとどまらず、通院についても拡充することを求めるものです。ご所見をお示しくください。

また、国保税の算定について18才未満の子どもは、課税対象にしないこと、少なくとも均等割の減免を求めます。ご所見をお示しくください。

介護保険制度についてお伺いします。

2012年度からの介護保険制度の改定に向けて作業を進めている、厚生労働省の「見直し」案が明らかになりました。

焦点となっていた公費負担の引き上げは全く認められず、保険料の引き上げを抑えるには利用者の負担増か給付削減しかないと、国民に全く冷たい内容です。

これでは“負担あって介護なし”といわれる、介護保険の実態をいっそう深刻にします。

さらに同省の社会保障審議会介護保険部会が、11月25日に取りまとめた意見書は、65歳以上の介護保険料は、2012年度に、平均で月額5千円を超すとしています。

また、要支援1・2の人については、市町村の判断で生活援助を含め、まるごと給付対象から外し、市町村独自の配食サービスなどに置き換えることができる仕組みの検討を求めました。

意見書には、委員から出された強い反対意見を、項目ごとに併記しているものの、軽度者と年間200万円以上の所得がある高齢者の利用料は「2割」への引き上げを「検討すべきである」と示されています。

これには、参加委員から強い批判が出ました。

全国老人クラブ連合会は、「軽度者と生活援助の給付除外は、国民との約束を反故にする」と批判。

日本介護支援専門員協会は「ケアプラン作成を有料化したら、必要な時に必要な介護サービス等の利用ができなくなる」、認知症の人と家族の会からは「『介護の社会化』の理念に立ち返るべきだ」と意見が出されました。

多数の委員が切実に求めていた、介護保険財政に占める公費負担割合の5割から6割への引き上げは、「困難」と切り捨てられました。

民主党は昨年の総選挙で、介護保険への国費投入を「8000億円程度」増やすと公約し、政権に就きました。これは、公費負担を6割に引き上げるのに必要な費用を上回る額でした。

それなのに国費を増やさず、高齢者に負担を押し付けるのでは、国民への約束を投げ捨てるものではないでしょうか。市長のご所見をお示しく下さい。

「見直し案」が示す保険料の大幅引き上げや、給付費削減を行えば、市内の高齢者に甚大な影響を及ぼすと考えられますが、その影響について、負担増総額、一人あたりの保険料引き上げ見込み、給付削減による影響人数の見通しをお示し下さい。

また、改めて国に対し、これまで福山市が要求していた国庫負担割合の引き上げを実現するよう求めて下さい。

以上についてお答え下さい。

障がい者施策についてお伺いします。

障害者自立支援法の「延命」法が、多くの障がい者の反対を押し切り、強行されました。

旧自公政権が強行した障害者自立支援法は、サービス利用料の1割を負担させる「応益負担」を盛り込んだもので、障害者はじめ国民の強い批判をあび、民主党は同法の「廃止」を公約し、政権に就きました。

鳩山政権は、自立支援法を「憲法違反」と提訴した原告と、1月に基本合意を交わし、「人間としての尊厳を深く傷つけた」と反省を表明。政府内に障害者が参加する障がい者制度改革推進本部を設置し、新しい法律の検討をすすめてきました。

ところが、その結論も出ないうちに、旧与党が立案した自立支援法改定案に、わずかばかりの修正を加えただけで出してきたのです。

障害者団体は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と声をあげています。

改定案には発達障害を対象に含めることを明確にするなど、障害者の願いを反映した部分もあります。しかし、最大の問題は、基本合意では2013年8月までに自立支援法廃止を約束しているのに「廃止」が明記されず、自立支援法を「延命」する余地を残していることです。

また、障害児施設の偏在解消を理由に、知的障害・肢体不自由、難聴幼児など障害別で設置している施設を、どのような障害でも利用できる施設とすることが盛り込まれ、人員配置基準が異なる施設の「一元化」に危惧する声もあがっています。

応益負担という仕組みを残したまま、軽減措置部分を応能負担と言葉だけ言い換えただけで、根本的な見直しにはなっていません。

国に対し、障がい者施策に応益負担を持ちこまないよう要望することを求めます。

ご所見をお示し下さい。

次に子ども発達支援センターについてお伺いします。

「子ども発達支援センター」は、これまでにその対象者を「就学前に限定しないよう」求める3557人分の署名が提出されていましたが、新たに、9956筆が提出され、合計で約13500人分に上っています。

要望に対する認識をお示し下さい。

また、9月議会本会議では、就学前に限定する理由として「対象の範囲を広げるほど何ヶ月も予約待ちの状況が生じる恐れがある」としていますが、このこと事態、施策が不十分であることを示しています。

先の民生福祉委員会では、就学児童・成人期の支援策は、「今後の検討課題である」旨の認識が示されました。

圧倒的に不足している、就学児童・青年・成人期の施策を構築することが求められます。障がい者保健福祉総合計画に明確に位置づけ、新たな施策を展開することが必要ですが、ご所見をお示し下さい。

商工・労働行政について

地域の雇用を担い、地域経済を支える中小企業・業者の経営が危機にひんしています。

民需が低迷している今、自治体自らが地域の仕事おこしに力を発揮することが求められます。

全国で地域を元気にする「小規模工事登録制度」と「住宅リフォーム助成制度」が注目されています。

「小規模工事登録制度」は、競争入札資格のない未登録業者に、自治体が小規模な建設工事や修繕工事を発注する制度です。一件ごとの発注金額は小さくても、自治体が地域の中小業者を支える意義は大きなものがあります。

これまで下請け仕事中心だった零細業者が「元請け」になることで、請負代金を直接受け取ることができます。中小業者の収入が増えれば、地域での消費が増え、地域を潤し、自治体の財政も潤う等、地域経済循環の輪ができます。

現在この制度は、全国47都道府県内の439自治体に及んでいます。

広島市でも、2005年に「登録者連絡会」をつくり、継続的に発注が行われ、登録業者への発注は5年間で2億円を超え、関係者にたいへん喜ばれています。

また、今後、「安心子ども基金」による公共施設などに対する「子ども対応型トイレ設置事業」も、小規模修繕登録制度の活用を促進するとしており、受注獲得への期待がたかまっています。

福山市でも、当制度を創設し、「子ども対応型トイレ設置事業」も、小規模修繕登録制度の活用を図ることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

次に、「住宅リフォーム助成制度」について伺います。当制度も、全国に広がっています。

今年3月末、30都道府県内の154自治体に広がり、秋田県と島根県は、県の制度を創設しています。

潜在的な住宅リフォームや耐震強化の需要をすくい上げ、それをまちの工務店など、地域の中小業者への仕事に結びつけるこの制度は、補助金額は少額でも、数10倍の経済波及効果を生み出すことができます。

国が強化した住宅耐震補助制度を活用する上でも、福山市が制度を創設することは不可欠です。

制度創設を急ぐことを求めるものです。

また、広島県としても住宅リフォーム助成制度を創設するよう求めて下さい。

以上についてのご所見をお示しく下さい

R D F 事業についてお伺いします。

福山市が運営するごみ固形燃料工場は、施設全体が巨大な機械装置から出来ており、その種類も多数に上り、稼動維持のためには、巨額の保守費用が必要です。

消耗品の交換にも多額の費用がかかり、稼動する限り、毎年相当額のコストが常に発生します。

また、R D F 処理委託料は、チップングフィーの増加に伴い、増高します。

R D F の供給量と処理委託費用は15年間の契約であらかじめ設定されており、県内9つの参画自治体が、その処理費用を負担します。

R D F 供給量は、計画時に既に定められているため、市民のごみ減量の努力に関係なく、処理委託料は、計画に従って、支払う仕組みです。

計画予定外の全リスクは参画市町村の負担となります。

それらの理由により、**2009**年度は、R D F の供給量に関係なく約1億6千万円を余分に払い、今後もこの状況が続くことが想定されます。

福山リサイクル発電は、約4億4000万円の
経常利益を上げていますが、ゴミの排出量が減少
しているにもかかわらず、委託料を過大に支払い、
運営会社は利益を増やすというあり方は、市民理
解が得られません。

計画の見直しを求めます。

また、今後のゴミ処理について、大量生産・大
量消費・大量焼却を前提としたRDF事業から撤
退し、自区内処理を基本に、市民参加で新しいあ
り方を検討すべきです。

以上についてお答え下さい。

大気環境汚染対策について P M 2 ・ 5 についてお伺いします。

福山市の肺がん死亡者数は、**2000**年**147**名が**2009**年には**267**名に急増しています。

児童生徒の気管支喘息は、**2000**年**452**名が**2009**年には**850**名に急増しています。その原因究明が急がれます。

近年、大気中の浮遊粒子状物質が、肺がんや気管支喘息などの誘発物質として注目されてきました。

環境省の P M 2 ・ 5 に関する疫学調査により、濃度変動と日別死亡率、ぜんそく児における濃度と肺機能低下の関連が認められるなど、健康への影響が明らかにされ、2009年、国の環境基準が定められました。

P M 2 ・ 5 の発生起源、生成機構は多様かつ複雑です。濃度を環境基準以下にするためには、発生源と寄与率を明らかにし、削減対策を取らなければなりません。測定を積み重ね、成分分析を行うことが必要です。

本市が、国のモデル事業として取り組んできた測定結果について、環境基準との関連はどうであったか、具体的な数値をお示しくください。

本年10月、環境省よりPM_{2.5}の測定ができる自動測定器の認定が公表されました。今後の福山市における測定計画をお示しくください。

また、光化学スモッグの多発する本市は、これによるPM_{2.5}の多発が懸念されます。

大気の滞留や逆転現象が起きやすい地域等、複数の観測地点設置を求めるものです。

以上についての、ご所見をお示しくください。

教育行政についてお伺いします。

中学生の逮捕事件が相次ぐ、心痛む状況です。

逮捕された中学生は、警察が家庭裁判所に書類と身柄を送り、その後、処遇が決まるとのことです。逮捕者は、昨年度23名、今年度11月末時点で31名となっています。この生徒たちの処遇は、その後どのようなようになったのか、具体的な対応をお示しくください。

対教師への暴力や、生徒間の暴力、あるいは器物損壊等は、許されるものではありませんが、発達途上の疾風怒濤にも例えられる中学生の心の荒れは、それ自体が教育課題であり、個々の生徒の問題に矮小化してはなりません。

教育課題、生徒指導として、教職員集団と保護者が一致団結して粘り強く問題行動に取り組むことが重要であり、警察の逮捕事案として扱うべきではありません。

ご所見をお示しくください。

福山市の教育現場は、荒れる生徒の心や生活に寄り添ってゆけない、多忙化や余裕がないことが問題となっています。

行き過ぎの詰め込み教育、競争教育は、生徒の心を傷つけています。先生は、管理強化、職員会議の形骸化で、団結して生徒指導にあたれない状況です。

競争教育の改善、少人数学級による、ゆとりある教育条件整備が急がれます。市長が「35人学級」を公約して2年余が経過しましたが、新年度に向けた教育条件の改善方向と、市長公約の実現について、お答えください。

また、職員会議は生徒の育ちを中心に据え、教職員が自由に発言できる民主的な場とすることが必要です。校長の権限強化のもと、一方的な考えの押し付けや、パワーハラスメントがおこるなど、あってはなりません。職場の環境改善にどのように取り組むのか、お示しください。

朝食抜きの子どもの健康状態や一日の活動には、大きな問題がある、との研究結果が出ています。

朝食を摂らない、あるいは摂れない生徒は、生活環境に問題があることが予測されます。学校給食は、生活環境に問題のある児童生徒にとって命綱です。中学生に、温かく栄養バランスのとれた完全給食を、一日も早く実施することを強く求めるものです。

今後の計画について、お示しください。

放課後児童クラブについてお伺いします

厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインは、「集団の規模は、概ね **40** 人程度。子どもの生活スペースは児童一人あたり **1.65** 平方メートル以上とし、休養できる静養スペースを確保すること」となっています。

しかし、今年度、市内で開設されている **97** の放課後児童クラブのうち、**40** 人以上のクラブは **50** クラブと、半数を超えています。

子ども達は、極めて狭い状況の中でストレスを感じており、子ども同士のトラブルが絶えない状況です。

これまで本市では、**71** 人以上の大規模クラブの、分離・増設を進め、子どもへの負担は軽減されていますが、出来た **42** クラブのうち、**16** クラブは、既に **50** 人を超えました。

40 人以上の放課後児童クラブにおいて、家具や机などを除いたクラブ内の子どもの生活スペースは、これまでの議会答弁では児童一人あたり、**1.2** から、**1.4** 平方メートルとのことです。これはガイドラインより低い状況です。

クラブの規模については、「希望する児童全員の受け入れを基本に様々な角度から研究する」との答弁でしたが、児童一人一人に対し、ガイドラインが示す必要な面積を確保することが必要ではありませんか。

早急な改善が必要ですが、ご所見をお示し下さい。

また、市内の放課後児童クラブにおいて、一人あたりの生活スペースが1.65平方メートルに満たないクラブは何校あるのか、お答え下さい。

11月18日には、放課後児童クラブ連絡協議会が、子どもの放課後の居場所整備と内容の充実を求める要望書を、およそ1600人分の署名とともに市長と教育長宛に提出しました

その内容は、**60**人以上の施設は年度内に分離増設し、**41**人以上の大規模クラブは、順次分離増設し、適性規模を確保すること、小学校区に**1**つは、どの子ども利用できる専任の児童厚生員がいる施設を整備すること、などです。

これらはどれも切実ではないでしょうか。要望に対する認識をお示し下さい。また、その実現を求めます。

以上についてお答えください。

保育行政についてお伺いします。

民主党政権が来年の通常国会に法案提出をめざす「子ども・子育て新システム」に、全国で、反対の声が広がっています。

それは、公的保育制度の根幹である自治体の保育実施責任をなくし、保育を親の「自己責任」とする、自公政権から引き継いだものです。

幼稚園と保育所を一体化した「子ども園」の入所は、現在の市町村に申し込む保育所の仕組みを変え、保護者が自分で探して契約する「直接契約」にします。

利用料は、現在の所得に応じたものから、利用時間に応じた応益負担にし、認定時間を超えた分は全額自己負担もあり得るとしています。独自の教育内容や体操・音楽等の課外活動の追加料金を認め、入学金や受験料の徴収も検討され、事実上の自由価格化です。

障害のある親子、低所得家庭が排除され、負担増から利用をあきらめ、子どもが放置される事態も懸念されます。

親の収入に関わらずどの子どもも平等に良い保育が受けられ、父母が安心して働けるという現在の保育制度の根本を揺るがすもので、すでに介護保険や障害者福祉で問題化している利用抑制や逆選別が、「子ども園」で起きない保障はありません。

これまで国が決めていた施設等の基準を自治体まかせにする方向も検討されています。

国基準がなくなれば、自治体間格差がひろがり、現在でも低すぎる保育所基準がさらに引き下げられ、保育の質の低下が危惧されます。

「新システム」では、サービス量を企業頼みで増やそうとしており、そのために事業者の参入基準をできるだけ低くする方向です。

安心して預けられる保育の拡充は、国と自治体の責任が明確な現行保育制度の根幹があってこそ可能です。

そのため、幼稚園団体や日本保育協会などは、「幼児教育の質低下をきたさないよう国・都道府県の責任を明確に」「児童福祉法第24条にもとづく公的保育制度の堅持・拡充を」と意見表明しています。

さらに全国の地方自治体からも国に対し、次々と意見書が上がっています。

福山市はこれまで、保育所への全員入所を基本に、子育て施策に力を入れてきました。

児童福祉法に基づく現行保育制度については、**2008年12月**本会議で、「児童福祉の向上と保護者の就労支援の面で効果がある」として、「保育を必要とする保護者に対し、入所決定を市が行うなど自治体の公的関与と責任の下で保育を実施できる」と、制度の優位性を示しました。

あらためて認識をお答え下さい。

福山市として、国に対し、現行保育制度を堅持するよう求めて下さい。

以上、お答えください。

建設都市行政について、山手赤坂線の建設計画について、お伺いします。

本谷上・下自治会の住民へ、自治会会長と津之郷の環境を守る会のそれぞれの代表者連名で「山手赤坂線の早期実現について」とする文書が回覧されました。

この文書に、生活道路である県道御幸松永線の整備の遅れによる不便さや危険性が示され「県道御幸松永線の改善は、津之郷町民にとって、安心安全で住みよい地域にするためには、避けられない大きな地域課題です」と書かれています。

県、市は県道御幸松永線の改善を第一義的に進めるべきではありませんか。ご所見をお示しく下さい。

ところが事態が進展しないため、山手赤坂線を福山西環状線と切り離した単独整備として早期実現を求め、広島県へ要望書を提出したとのことです。

山手赤坂線と西環状線について、それぞれの路線を単独で整備する方針に転換したのでしょうか。お答えください。

また、同文書には、広島県と福山市は、この地元要望を検討する道路設計が必要であり、山手赤坂線と西環状線の測量を同時に行うことが必要との旨、書かれています。

単独整備であるならば、西環状線の関連道路である山手赤坂線と、同時に測量する必要はないのではありませんか。

同時に測量することが必要と、地元へ説明したのであれば、その理由について、お示してください。

西環状線については、反対の住民も多く、本谷と坂部地区については現地調査も未着手です。この段階で西環状線の測量を行うことは、いっそう住民に不信を募らせるものです。

「県や市は、県道御幸松永線の改善は遅延させながら、山手赤坂線の設置と絡めて西環状線を進めようとしているのではないか」との声も上がっています。

もともとの地元要望に立ち帰り、県道御幸松永線の部分拡幅や改良こそが、必要ではないでしょうか。このことにより環境保全や税金の節減にもつながります。

ご所見をお示してください。

次に、福山道路に関わり、瀬戸町山北地区の問題についてお伺いします。

現在瀬戸町山北地区では、共有地をめぐり、町内会が紛糾しています。

当初、町内会総会では、「大字山北」名義の共有地を、町内会所有の土地として、登記することが決議されましたが、町内会長は、「福山市と相談している」として、長年放置していました。

ところが、昨年末に突然、共有地の登記を進める話が持ち上がり、町内会総会で再決議を図りましたが、成立しなかった、とのことでした。

福山市が登記をめぐり、指導、援助を行ったために、方針が2転3転した、との声が聞かれました。

町民が、共有地の登記が長年放置されてきた理由や、昨年から急に登記の方向に転換した理由について、説明を求めても町内会長らは、説明出来ない、とのことでした。福山市が、どのように関与してきたのか、説明を求めるものです。お答えください。

説明責任を十分果たさず、住民合意が十分できていないにもかかわらず、町内会組織を関与させ、幹線道路を建設しようとするあり方は、住民の間に分断と軋轢を持ち込んでいます。

このようなあり方は、取りやめることを強く求めます。ご所見をお示しください。

次に、水路転落危険箇所の安全対策について伺います。

11月11日午前7時ごろ、神辺町上御領の市道脇の水路で男性が死亡しているのが発見されました。現場から数十メートル離れた市道上に男性の自転車が倒れていたとのことでした。

現場の市道は、路肩を残して舗装され、斜めに土砂が露出し、凹凸があり、危険な状況でした。

付近に街灯は無く、転落防止柵は設置されていませんでした。住民からは、従前、市道の改良を求める要望を出している、との声が聞かれました。この対応の現状をお答えください。

福山市は、今日まで、危険箇所対策を進めてきましたが、今年度、転落死亡事故は**6**件発生し、**8**人が死亡しています。いまなお、市民が尊い命を落とす事態が続いています。

特に、合併町など周辺地区は転落防止柵設置などの対策が遅れています。新市町、内海町、沼隈町、神辺町における危険箇所の把握は、どのようになっているのか、現状をお答えください。

また、今後、道路維持補修、水路・ため池等転落防止策の予算を抜本的に増やすことを求めます。

以上についてお答え下さい。

次に、神辺町川南まちづくり計画について伺います。

福山市は、川南土地区画整理事業を150・4ヘクタールから27・4ヘクタールに縮小するための条例改定案を今議会に提出しています。

本来、区画整理は不整形な宅地を良好な住宅地に形成するために用いられる方法ですが、川南地域は耕地整理によって、形状の整った地形となっており、区画整理の必要はありません。

現在福山市が行おうとしている内容は都市計画道路、区画道路などの道路用地、公園用地4カ所、調整池1箇所、保留地等、7万5793平方メートルを地権者の土地減歩という方法で提供させるものです。

無数の人が利用する道路等の公共施設のために、限られた狭い地域の地権者に土地を無償提供させるあり方は、市民理解も合意も得られるものではありません。

区画整理に名を借りた道路建設の強行は取りやめることを求めるものです。

明快な答弁をお示しくください。

また、市当局は、当地域内の地権者の賛同は 7割としていますが、その後、「住み良い郷土を造る会」の反対署名には、地権者 252 名とされる内 140 筆、55.55% が集まり、過半数が反対を表明しています。

7割の住民が賛成の根拠は崩れました。

この状況のもと、地権者の合意なしに、当事業が進められると考えているのかどうか、見解をお示しください。

計画について、完成後は **1500** 人が住める見込みとありますが、急速な高齢化時代をむかえ、人口減少も緩やかに始まっています。どこからの人口流入を想定しているのか、構想をお示しください。

すぐ近くには量販店も飲食店も街路に沿って隙間なく林立し、40年の時間の経緯や福山市との合併により、川南地域を取り巻く状況は大きく変化しています。

神辺町時代のまちづくりの枠組みにとらわれることなく、福山市全域のバランスを見据えたまちづくりに視野を広げることを求めるものです。

全市的にも、水田の残る地域は貴重となっています。

水田を守っている方は「この地域は7割が農地で、赤字経営でも、農業や自然の保全のために頑張っている。今後も、農地を手放す気持ちはない。」と怒りをあらわにしています。

このような声をどのように受け止めておられるのか、見解をお示しく下さい。

また、報道によれば、大手の量販店が進出する計画を進めているとのことです。

事業賛成者からは、「道路がつけば土地を売却したい」などの動機が示され、「一部の人の利益のために、多くの地権者が犠牲にされるのは我慢できない」等、怒りの声もあげられています。

「住民主人公のまちづくり」に立脚し、土地区画整理事業は取りやめることを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

鞆町のまちづくりについてお伺いします。

現在、鞆のまちづくりに関し、住民協議会が開かれ、住民間での意見交換が進んでいます。

協議会を主催する広島県は、住民主体のまちづくりを進めるために、住民同士の話し合いで、まちづくりなどの論点を整理し、合意形成を図る努力を粘り強く行っています。

これまで、藤田県政と福山市が主体となって「埋め立て架橋ありき」として計画を強行しようとしたことが、住民間に軋轢を生み、対立が煽られてきました。しかし、現在の協議会は、これまでとは異なり、合意形成に重点を置いています。

新聞報道によれば、市長は「鞆の浦埋め立て架橋訴訟が進展しない現状に懸念を表明した」とされていますが、いま市がやるべきことは、合意形成ができる環境作りです。

協議会の議論の行方を慎重に見守るとともに、住民間で合意された生活環境整備を行うべきではないでしょうか。

架橋計画を進めるために、県に対して控訴審を再開するような要望は行うべきではありません。

ご所見をお示し下さい。

農林水産行政について

地球環境が変動する中、自国の食糧自給率の引き上げは急務です。それぞれの地域の農業や漁業などの振興には、特別の注意を払わなくてはなりません。

福山市は、**2011**年から**2020**年までを計画期間とする農業振興ビジョンの柱に、地産地消、生産力の強化、農地保全を掲げています。いずれも重要です。

しかし現状は、総農家数、販売農家数、就農人口も大幅に減少。平均年齢は67・8歳と高齢化し、小規模農地の多い福山市では、大規模化や農業法人の育成、農業外企業の参入で、衰退に歯止めがかからないのではと懸念します。

積極的な後継者育成策を展開するとともに、耕作放棄地解消については、原野化を防ぐために、水田の水張りで、耕作の再開を容易にする等、環境保全を進める新たな公務労働創出も試行してはどうでしょうか。

また、市街化区域内農地について、宅地への誘導は取りやめ、意欲のある人が農業を継続できるよう、固定資産税を農地並みに転換することを求めます。

農地を借り上げ、身近な市民農園として確保するなど、市街化区域内に農地を保全することを求めるものです。

以上、それぞれについてお答えください。

漁業の衰退や後継者不足も、深刻です。

福山市における、漁業後継者、新規漁業者の状況についてお示しくください。

島嶼部での漁業や沿岸漁業は、福山市の産業としても重要なものです。(仮称)漁業振興ビジョンを策定するなど、漁業振興策について、力を注ぐことが必要ではないでしょうか。

ご所見をお示しくください。

福山競馬事業についてお伺いします

市営競馬事業の、累積赤字は20億円を突破しています。

これまでの様々な振興策でも、収益増加に成功していません。

長年、福山市財政に貢献をしてきた市営競馬ですが、レジャーの多様化や景気の悪化などにより、歴史的使命を終えつつあります。

これ以上の事業継続は、市民理解が得られないばかりか、さらなる財政負担を広げることが懸念されます。

福山市がいま、やるべきことは、事業の廃止を決断し、従事者の雇用確保、生活支援、跡地活用など、廃止後の方策を関係者と協議しながら打ち出すことではないでしょうか。

これまで全国の公営競馬事業を廃止した自治体では、様々な方策を打ち出しています。

関係者の他場への転職要請、ハローワークなど関係機関と連携した再就職支援、明確な基準を設定した、協力見舞金などの支払いや、競馬場跡地の利活用を協議する検討会の設置、などです。

他市の方策なども参考にし、福山市でも、事業廃止後の方策を打ち立てることを求めます。以上についてお答え下さい。

人権・同和行政について「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」について、お伺いいたします。

国は、2002年3月31日をもって、地域改善財特法の期限切れ、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策を終了し、福山市も、2006年度より、一般対策へ移行しています。

このたび、「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」を実施するとしています。

この意識調査は、今後の人権施策や協働のまちづくりを推進するための基礎資料として活用することです。調査内容は、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人に関するものもありますが、同和問題に関しては9項目もの設問があります。

同和対策は、一般施策へ移行しているにもかかわらず、同和問題に偏った調査となっており、人権一般についての調査ともいいがたいものです。

現在では、法的根拠は消滅し特別な地域はなくなっており、今日の到達点に、逆流を持ち込むものです。

このような調査は、認められません。撤回することを求めるものです。ご所見をお示しくください。